

令和 8 年度

六戸町 移住支援金

東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）
から六戸町へ移住された方へ支援金を支給します

単身

60 万

世帯

100 万

子育て世帯

18歳未満の子ども一人につき

100 万 加算

申込期限



令和 8 年 12 月 25 日 (金)

⚠ 予算に達した場合、期限前に申込を停止する可能性があります

お問い合わせ



六戸町 企画財政課

0176-55-4583

要件を確認し、まずはご相談ください



対象者要件

①②のどちらかに該当し、③を満たした上で、ア～エのいずれかに該当すること

- ①六戸町に転入する日の前日までの10年間のうち通算5年以上、また転入する日の直前に連続して1年以上東京23区内に在住していた
- ②六戸町に転入する日の前日までの10年間のうち通算5年以上、また転入する日の直前に連続して1年以上東京圏※に居住し、東京23区内に所在する事業所に雇用保険の被保険者または個人事業主として通勤していた（東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等※へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（雇用保険の被保険者として就職した者に限る）は通学期間の修業年限を上限として通勤期間とみなす事ができる）
- ③【移住支援金】の申請時点で六戸町へ転入後1年以内であり、5年以上継続して居住する意思がある

※東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県のうち条件不利地域を除いた地域

※大学等：大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専門課程を置く専修学校をいう）、その他の高等教育機関

ア：「起業」

六戸町に転入後1年以内に青森県起業支援事業に係る「起業支援金」の交付決定を受けた方

イ：「Aomori-Jobで就職」

マッチングサイト「Aomori-Job」に掲載された求人に応募・新規に採用された方

ウ：「テレワーカー」

- ①所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、六戸町を生活の本拠地とし、移住元での業務を引き続きテレワークで行う方
- ②移住先でテレワークにより勤務することとし、週20時間以上テレワークを実施する方

エ：「関係人口（①②のどちらかに該当し、さらに③④のどちらかに該当）」

- ①過去5年以内に六戸町へふるさと納税を2回以上行ったことがある方
- ②転入前に六戸町が参加又は出展する移住関連イベントに参加し、当町の移住相談窓口等へ移住相談を行っている方
- ③農林水産業に就業する方（農業においては、農地の所有権又は利用権を有し、主要な農業機械・施設を所有、又は借りているものに限る。）
- ④自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある方

※詳しくはチェックシートでご確認いただくか、下記までご相談ください

その他

申込期限は令和8年12月25日（金）までです

※予算上限に達した場合、期限前に申込を停止する可能性があります

虚偽の報告、不正な手段等により支援金の交付を受けた時や、要件を満たさなくなった場合などは支援金の返還を命じる場合があります

お問い合わせ 六戸町 企画財政課 TEL0176-55-4583(直通)